

= 活動報告 =

「ひき逃げ交通事故等に係る車両の発見に関する協定」が締結されました

当振興会と山梨県警察本部は、ひき逃げ交通事故の捜査に関し、逃走車両の発見に対する捜査協力を、これまで以上に強化することを目的とする協定を締結し調印式を行いました。

【調印式】

◆日 時 平成29年3月1日（水） 14：00

◇場 所 山梨県警察本部 8階中会議室

◇出席者 警察關係 輿水交通部長、中山交通部參事官、加々見交通指導

課長、

堀内交通事故事件捜査指導官、土橋交通捜査第一担当補佐、

## 清水交通搜查第二担当補佐、

振興会 萩原会長、渡邊副会長、斎木専務理事、石原常務理事、

山下指導教育部長、名取指導課長

## ◇次 第 一・交通部長あいさつ

- ・協定の趣旨説明
  - ・協定書調印 交換
  - ・振興会会長あいさつ



◇目的 山梨県警察と当振興会がひき逃げ事故等が発生した場合における車両の発見に関する協定を締結することにより、交通事故におけるひき逃げ事故等発生時の、逃走車両を早期に発見し、事件の早期解決に寄与する。

◇主な協定事項（詳細は協定書参照）

- ・山梨県警察は交通事故等が発生した場合は、逃走車両を発見するため逃走車両の車種、車名、塗色、破損予想個所等の判明事項を捜査手配文書等により、振興会に捜査協力を依頼する。
  - ・振興会は依頼のあった捜査手配内容を会員に提供して協力依頼を行う。
  - ・振興会会員は、手配内容に酷似する車両等の修理依頼等があった場合は、修理等の前にその情報を手配警察署に提供するなどして協力する。

会員の皆様の検索に対するご協力をお願いします。

県警から来月の自動車整備団体と捜査協定について述べる。この協定は、3月1日より実施される。主な内容は以下の通り。

1. ひき逃げ事件の発生後、各団体が個別に自動車整備工場へ逃走車両の特徴を伝えて捜査への協力を要請し、協定を結ぶ。これまででは事件決につなげる狙い。

2. 県警交通指導課と同振興会による検査結果をもとに、各工場への情報伝達手段は教育長は「県内全域で逃走車両に目を光らせ」有意味なページなどを情報を提供して捜査に協力してほしい」と話した。

3. 調印式は3月1日より県警本部で行われる。(佐沢鳴志)

2月25日 山梨日日新聞掲載

## ひき逃げ交通事故等に係る車両の発見に関する協定

一般社団法人山梨県自動車整備振興会（支部組織を含む。以下「甲」という。）と山梨県警察（以下「乙」という。）は、ひき逃げ事故等が発生した場合における車両の発見に関する協定を次の通り締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、交通事故におけるひき逃げ事故等発生時の逃走車両を早期に発見し、事件の早期解決に寄与することを目的とする。

### （運用の基準）

第2条 この協定の運用は、甲及び乙の相互理解と信頼による協力関係を基本とする。

### （協定事項）

第3条 乙は次の交通事故等が発生した場合は、逃走車両を発見するため甲に対して逃走車両の車種、車名、塗色、破損予想箇所等の判明事項を捜査手配文書等により捜査協力を依頼する。

(1) 交通事故当事者が負傷等を負う交通事故で、当事車両のいずれかが逃走した交通事故

(2) 交通事故当事者に負傷等がない交通事故で、当事車両のいずれかが逃走した交通事故

2 甲は依頼のあった捜査手配内容をデータまたは文書等により、傘下会員等に手配内容を提供して協力依頼を行う。

3 甲の傘下会員等は、手配内容に酷似する車両等の修理依頼等があった場合は、修理等の前にその情報を乙（手配警察署）に提供するなどして協力することとする。

### （秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に際して知り得た個人情報を、みだりに関係者以外の者に漏らしてはならない。

### （協議）

第5条 この協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

### 附則

1 この協定は、協定締結の日から効力を発する。

2 協定の更新は、甲及び乙のいずれかから協定の解除の申し出がない限り、毎年4月1日を持って自動更新するものとする。

3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月1日

甲 一般社団法人山梨県自動車整備振興会

会長

森原公明



乙 山梨県警察本部

交通部長

奥水雅方



## 各種会議の概要

### 合同委員会

- ◇日 時 2月22日（水）12：00～14：30  
◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂  
◇出席委員 総務、業務、経営、教育各々委員 30名  
◇会議事項  
1) 各委員会の本年度諮問事項に対する実績と今後の展開について  
2) 平成29年度 振興会・商工組合事業計画(案)について  
3) その他

### 業務委員会

- ◇日 時 2月6日（月）11：00～12：30  
◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 会議室  
◇出席者 川口委員長、鈴木副委員長、内藤委員、塩澤委員、渡辺委員、小山委員、藤田委員  
渡辺(和)委員  
(事務局)斎木専務、石原常務、落合部長、飯島係長、輿水係長  
◇会議事項  
(1) 平成28年度業務委員会審議概要について  
(2) 平成29年度業務委員会検討課題について  
(3) その他

### 総務委員会

- ◇日 時 2月13日（月）10：00～12：00  
◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 会議室  
◇出席者 田中委員長、村松副委員長、小林委員、田邊委員、羽中田委員  
(事務局)斎木専務、石原常務、横内部長、塩島課長  
◇会議事項  
(1) OSS化に伴う収益構造等全般的な対応策の検証・推進  
(2) 整備要員確保に資する具体策の考察  
(3) その他

### 教育委員会

- ◇日 時 2月17日（金）15：00～17：00  
◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 会議室  
◇出席者 清水委員長、内藤副委員長、小林委員、田邊委員、羽中田委員  
(事務局)斎木専務、石原常務、山下部長、組澤課長  
◇会議事項  
(1) 第128期技術講習所修了報告・修了判定について  
(2) 第129期技術講習所実施計画（案）について  
(3) 平成28年度教育委員会審議事項について  
(4) その他

## AMS山梨青年部の活動について

### 正副部長会議

- ◇ 日 時 2月14日（火）19：30～22：30
- ◇ 場 所 振興会 第3教室
- ◇ 出席者 金子部長（東八）、藤田副部長（甲府北）、小林副部長（南ア南）  
望月副部長（南南）、渡辺副部長（岳麓）、臼井監事（上野原）、須田代表（甲府北）
- ◇ 審議内容
  - ・各委員会活動の報告
  - ・青年部の集いについて

### 情報委員会

- ◇ 日 時 2月23日（木）19：30～22：30
- ◇ 場 所 荏崎市 さんばん
- ◇ 出席者 小林委員長、白倉委員（南ア南）、斎藤委員（南ア北）、宮坂委員（峡北）  
五味委員（荏崎）、金子部長（東八）
- ◇ 審議内容
  - ・今後情報委員会活動の引継ぎ事項について

### 継続検査ワンストップサービス(OSS)説明会が開催されました

自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)により、本年4月1日より新たに電子データによる保安基準適合証の交付が利用できることとなります。

これに基づき指定整備事業者を対象として、下記により説明会を開催されました。

- ◇ 日 時 2月10日（金）15：00～17：00
- ◇ 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂
- ◇ 説明内容
  - ・自動車保有関係手続きのワンストップサービスについて
  - ・電子保安基準適合証システムの概要及び利用開始について
- ◇ 参加者 約150名



## 支部だより（甲府四支部）

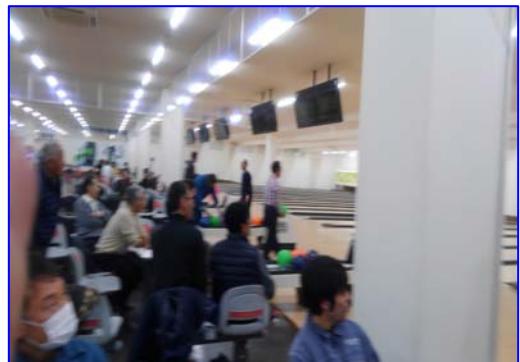
### ■ 甲府四支部 親睦ボウリング大会を開催！

2月17日（土）中央市大丸パークレーンズにおいて開催されました。

当日は、甲府4支部から支部員及びその従業員約50名が参加し、盛大に行われました。

なお、成績は次のとおりでした。

優 勝 田口 久 (三友自動車工業(有))
準優勝 朝川 文人 (朝川オートサービス)
第3位 名取 良一 ((有)名取自工)



## 街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、下記のとおり街頭検査が実施されました。

日時	実施場所	参加者	摘要		
平成29年2月20日(月) 13:30～14:30	県立美術館駐車場	運輸支局 自動車技術総合機構 二輪車普及安全協会 オートバイ事業協同組合 甲府西支部 振興会 警察	5名 1名 1名 1名 5名 2名 4名	総検査車両数 不良車両数 整備命令 口頭注意	33台 3台 0台 3台

### 【主な不適合箇所】

口頭注意：制動灯不点灯など

※甲府西支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

## =お知らせ=

### 四輪アライメントテスタ利用について

教育実習棟の四輪アライメントテスタ及びリフトについては、教育機材としての活用のみならず組合員の皆様にも有効利用頂くため、「四輪アライメント講習」受講済み組合員を対象に有償で貸出しています。

なお、四輪アライメント講習を未受講の方でテスタ利用希望の方については「個別に使用方法の講習を行いながら測定を実施」し有償にて貸出することも可能ですのでご相談下さい。

(利用料金及び利用時間を参照。次回からは「講習受講済者」として扱います)

